

広島県告示第二百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十三年広島県告示第二百九十号で認可した広島圏都市計画下水道事業熊野公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十七年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

広島県安芸郡熊野町

二 都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画下水道事業熊野公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十三年十一月四日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

平成二十三年広島県告示第二百九十号の事業地から、安芸郡熊野町大字平谷字中倉山並びに字山ノ代原、字三村、字庄賀山、字向田、字登岐平、字湧田、字沖田、字若宮、字深原、字岡、字隠田、字西米山、字追分、字初神山、字屯田、字富田山、字東深原、字丸子、字山王、字東山王、字時光、字時数、字鞆ノ河内、字向田及び字宮前を削除し、同告示の事業地に初神一丁目、初神二丁目、初神三丁目、新宮一丁目、新宮二丁目、新宮三丁目、新宮四丁目、新宮五丁目、新宮六丁目、新宮七丁目及び新宮八丁目を追加し、出来庭二丁目、萩原四丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分

平成二十三年広島県告示第二百九十号の事業地から、安芸郡熊野町大字平谷字中倉山並びに字山ノ代原、字三村、字庄賀山、字向田、字登岐平、字湧田、字沖田、字若宮、字深原、字岡、字隠田、字西米山、字追分、字初神山、字屯田、字富田山、字東深原、字丸子、字山王、字東山王、字時光、字時数、字鞆ノ河内、字向田及び字宮前を削除し、同告示の事業地に初神一丁目、初神二丁目、初神三丁目、新宮一丁目、新宮二丁目、新宮三丁目、新宮四丁目、新宮五丁目、新宮六丁目、新宮七丁目及び新宮八丁目を追加し、出来庭二丁目、中溝一丁目、中溝五丁目、城之堀二丁目、萩原四丁目地内において事業地を変更する。